

令和5年第2回ニセコ町議会定例会 第2号

令和5年3月8日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 議案第12号 令和5年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算
(提案理由の説明)
- 4 議案第13号 令和5年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算
(提案理由の説明)
- 5 議案第14号 令和5年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算
(提案理由の説明)
- 6 発議第1号 ニセコ町議会個人情報の保護に関する条例
(提案理由の説明)

○出席議員（10名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 篠原正男 | 2番 木下裕三 |
| 3番 高瀬浩樹 | 4番 榊原龍弥 |
| 5番 斉藤うめ子 | 6番 浜本和彦 |
| 7番 小松弘幸 | 8番 高木直良 |
| 9番 青羽雄士 | 10番 猪狩一郎 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- | | |
|--------|-------|
| 町長 | 片山健也 |
| 副町長 | 山本契太 |
| 会計管理者 | 加藤紀孝 |
| 総務課長 | 福村一広 |
| 防災専門官 | 青田康二郎 |
| 企画環境課長 | 高瀬達矢 |
| 税務課長 | 鈴木健 |
| 町民生活課長 | 富永匡 |
| 保健福祉課長 | 桜井幸則 |

農政課長	中川博視
農業委員会事務局長	中山田浩二
農政課参事	山田山藤
国営農地再編推進室長	石齊藤上
商工観光課長	三黒瀧敏
商工観光課参事	橋本山康
都市建設課長	石樋口範
都市建設課参事	浅井岡辰
上下水道課長	片中岡部信
総務係長	阿中野伸
財政係長	淵三橋公
教育長	
学校教育課長	
町民学習課長	
こども未来課長	
学校給食センター長	

○出席事務局職員

事務局長	前原功治
書記	佐藤秀美

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において5番、斉藤うめ子君、6番、浜本和彦君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、高瀬達矢君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、山田浩二君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、齊藤徹君、商工観光課参事、三上進君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、都市建設課参事、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、樋口範幸君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、阿部信幸君、町民学習課長、中村正人君、子ども未来課長、淵野伸隆君、学校給食センター長、三橋公一君、以上の諸君です。
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第12号から日程第5 議案第14号

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、議案第12号 令和5年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算の件から日程第5、議案第14号 令和5年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算までの件3件を昨日に引き続き一括議題とします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
副町長、山本契太君。
○副町長（山本契太君） おはようございます。それでは、本日もよろしくお願いたします。昨日に引き続きましてということで、日程の第3でございます。議案第12号 令和5年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明をいたします。
議案の1ページ、後期高齢者の1ページをお開きいただきたいと存じます。議案第12号 令和5年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算。
令和5年度ニセコ町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,270万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
令和5年3月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただきたく存じます。第1表、歳入歳出予算、そこから4ページ、こちらの歳入歳出事項別明細書の総括の歳入まで、こちらについては記載のとおりでございます。

5ページ、歳出をご覧いただきたいと思います。令和5年度であります。本年度でございますが、こちらの予算額については6,270万円、こちらの財源はその他財源、これが2,355万8,000円、一般財源が3,914万2,000円という構成となっております。

それでは、歳出よりご説明します。10ページでございます。10ページの歳出、1款総務費、こちらについては記載のとおりでございます。

11ページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、こちらについては前年度比541万8,000円増額の6,120万3,000円の計上となります。内訳につきましては、保険料分が3,909万2,000円、保険基盤安定分、こちらについてが1,868万7,000円、共通経費分が342万4,000円という内訳になってございます。

それから、12ページ、3款諸支出金、それから13ページの4款予備費、こちらについては記載のとおりでございます。

14ページ、15ページについては給与明細書を掲載してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続いて、6ページにお戻りいただきまして、歳入でございます。6ページ、1款後期高齢者医療保険料、こちらは総額で前年比397万8,000円増の3,908万8,000円を計上してございます。

7ページ、2款1項一般会計繰入金、こちらにつきましては事務費繰入金449万2,000円、それから保険基盤安定繰入金1,868万6,000円、合わせて119万7,000円増の2,317万8,000円を計上してございます。

それから、8ページ、9ページ、3款繰越金、4款諸収入、これについては記載のとおりということでございます。

令和5年度後期高齢者医療特別会計予算に関する提案理由ということでは以上でございます。

続きまして、日程第4、議案第13号 令和5年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算についてご説明をいたします。

簡易水道事業の1ページをお開きいただきたいと思います。議案第13号 令和5年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算。

令和5年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億6,500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度

額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年3月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算の歳入と歳出を2ページ、それから3ページに載せてございます。

4ページにつきましては地方債でございますが、令和5年度の事業を実施するに当たり簡易水道事業債5億3,580万円及び公営企業会計適用債480万円、こちらをそれぞれ限度額として起債をいたします。起債の方法、利率、償還の方法についてはご覧のとおりでございます。

6ページから歳入歳出予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

7ページの歳出の合計欄、こちらをご覧いただきたいと思います。令和5年度予算額7億6,500万円の財源でございますが、国、道支出金で2,813万5,000円、先ほどご説明いたしました地方債で5億4,060万円、その他財源が1,502万3,000円、一般財源が1億8,124万2,000円という構成となっております。

14ページから歳出でございます。そちらから説明をさせていただきます。14ページの1款1項1目一般管理費、こちらの15ページにお進みいただき、15ページ、8節の普通旅費46万円の増の63万円、こちらにつきましては主に日本水道協会中小規模水道協議会の北海道担当となったことにより、東京都などでの各種全国会議に出席するための旅費ということでございます。

それから、17ページに飛んでいただきまして、17ページの2款1項1目維持管理費、12節委託料の3つ目、水道施設維持管理業務委託料453万8,000円増の2,922万2,000円、こちらにつきましてはこの業務における契約方法は長期継続契約を採用し、毎年度の費用上昇を抑制しておりますが、前年度予算額は3年前の入札及び労務単価での契約金額ということであり、今年度は更新年次のため労務単価及び調達資材等の大幅な上昇、また大雨などによる水源施設管理対応で人工数が増えることなどを鑑みた増額となっておりますのでございます。それから、18ページ、14節工事請負費の2つ目、水道中央監視システム等更新工事411万4,000円、こちらの新規計上につきましては各地区の配水流量や残留塩素濃度の状況などを監視している中央監視装置のサーバー、それからルーター及び記憶装置、こちらの更新費用でございます。今回更新する機器類は平成22年度に整備して13年が経過しておりまして、記憶装置に不具合が発生しているというため更新するというものでございます。それから、18節の北海道自治体情報システム協議会負担金657万6,000円増の963万8,000円、こちらにつきましては公営企業会計移行に向けてのシステム導入及び移行支援に係る北海道自治体情報システム協議会への負担金です。令和4年度と令和5年度の2か年において行う業務の令和5年度分の負担金を計上しております。なお、当該負担金には公営企業会計適用債を活用いたします。

19ページでございます。19ページ、3款1項1目12節、こちらの水道施設実施測量設計業務委託料7,581万5,000円の増の1億2,185万円、こちらにつきましては市街地区での水需要増加に対応する水量確保のため浄水場、配水池及び導水管路を新設する実施設計を行う委託料が主なものでございます。続きまして、14節の1つ目、市街地区簡易水道配水管布設工事2,995万3,000円、こちらの新規計上につきましては、SDGs街区整備、ニセコミライでございますが、こちらに伴う街区への配水管布設工事及びニセコ中学校から街区までの増口径更新工事、いわゆる管を太くする工事とい

うことの更新工事を行います。2つ目、水道施設防水改修工事、前年度比536万4,000円増の844万4,000円、こちらは近藤地区ポンプ場地下貯水槽防水改修工事、それからいこいの村地区配水池屋根外壁改修工事などがございます。いずれも老朽化によりまして防水の破損や屋根などのひび割れに対応するための改修工事でございます。その下、水道施設拡張工事940万1,000円、こちらの新規計上、これは以前からニセコ地区においては現水源を補完する水源を検討しており、昨年度行ったアンヌブリ地区の電気探査の結果、地下水脈が存在する可能性が判明したため、その地下水の水質を検査するための井戸作成工事、いわゆる井戸を掘る工事でございます。その下、水道施設更新工事、前年度比3,875万2,000円増の6,584万2,000円、これにつきましては福井地区浄水場セラミック膜ユニット、こちらの更新工事及び曾我、ニセコ、福井地区減圧弁の更新工事、それから近藤、宮田、曾我、いこいの村地区の配水池にある塩素タンクの更新工事の計上でございます。その下、市街地区配水管更新工事、前年度比2,155万3,000円増の2億60万円は、昨年度から引き続き市街地区における配水管の耐震化、それから増口径、管を太くする、こちらを行うもので、本年度は羊蹄の配水池から国道5号線までの更新を行うというものでございます。その下、宮田地区配水管更新工事1億3,549万8,000円、こちらにつきましては新規計上でございますが、宮田地区配水管更新工事とその工事に伴う附帯工事でございます。本年度は小花井水源から旧宮田小学校までの導水管、送水管、配水管、3,875メートルでございますが、これの更新を附帯工として個人給水管接続及び浄水場、配水池周りの配管更新を行うというものでございます。その下、仕切り弁設置工事414万7,000円の新規計上、昭和52年建設の近藤地区旧配水池周りの配管に仕切り弁を設置するというための工事でございます。

22ページから30ページにおきましては、給与費の明細ということで載せてございます。後ほどご覧いただきたいと思っております。

31ページでございます。31ページにつきましては、令和3年度に更新いたしました水道管路管理システムに係る債務負担行為調書を記載してございます。

それから、32ページ、地方債の調書でございますが、32ページ、一番下の合計欄、こちらの右から3つ目、当該年度中、令和5年度中でございますが、当該年度中に新たに5億4,060万円を借り入れ、右から2つ目、既存の元金7,226万円を償還するということとしております。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページになります。8ページの歳入です。1款使用料及び手数料、こちらについては記載のとおりでございます。

9ページ、2款1項1目の簡易水道事業国庫補助金、こちらについては前年度比1,244万6,000円増の2,813万5,000円を計上しております。宮田地区配水管更新事業に伴う補助金を見込んでおります。

10ページ、3款繰入金、こちらは簡易水道事業特別会計の歳入歳出の均衡を保つため、一般会計より前年度比200万4,000円増の7,194万2,000円の繰入金の計上でございます。

それから、11ページ、4款繰越金、それから12ページ、5款諸収入については記載のとおりでございます。

13ページ、6款町債、こちらでは記載のとおりでございますが、前年比2億780万円増の5億

4,060万円、こちらを計上してございます。

令和5年度簡易水道事業特別会計に係る提案理由の説明は以上でございます。

日程第5、議案第14号 令和5年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算についてご説明をいたします。

議案の1ページをお開きいただきたいと思います。なお、昨年12月議会定例会において公共下水道事業特別会計に農業集落排水特別会計を加え、今回から会計を一本化しております。

では、議案を読み上げます。議案第14号 令和5年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算。

令和5年度ニセコ町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,340万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年3月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページでございます。第1表、歳入歳出予算の歳入と歳出を2ページ、3ページに載せております。

4ページの第2表、地方債でございますが、4ページの第2表でございますが、令和5年度の事業を実施するに当たり公共下水道事業債、それから公営企業会計適用債及び農業集落排水事業債合わせて4,420万円を限度額といたしまして起債を起こします。また、起債の方法、利率、償還の方法についてはご覧のとおりでございます。

6ページをご覧いただきたいと思います。歳入歳出予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

7ページの歳出合計をご覧いただきたいと思います。令和5年度予算額2億7,340万円の財源につきましては、国庫支出金が3,160万円、地方債が4,420万円、その他財源が12万1,000円、一般財源が1億9,747万9,000円の構成となっております。

歳出からまいります。16ページでございます。歳出、16ページ、1款1項1目下水道一般管理費、こちらから16ページまで飛んでいただきまして、16ページ、2目農業集落排水一般管理費、こちらまで、農業排水管理費は17ページに載せてございます。

18ページまで飛んでいただきたいと思います。18ページ、2款1項1目12節委託料の19ページの上から4つ目、下水道管理センター維持管理委託料、これが前年度比580万8,000円増の3,432万円の予算を計上してございます。下水道管理センター維持管理委託料2,040万円、それから下水道管理センター機械設備分解整備委託料1,392万円、こちらの内訳となっております。維持管理委託料は下水道管理センター、マンホールポンプ所の運転維持管理に係る業務で、契約方法は3年ごとの長期継続契約となっております。水道維持管理事業と同様、労務単価等の高騰の影響を受け、増額となっております。機械設備分解整備委託、こちらについては下水道管理センター及びマンホール

ポンプ所での対象の機器整備が増えたため大幅な増額となるということでございます。18節の2つ目、下水道会計法適用化移行事務負担金、これは前年度比328万8,000円増の481万9,000円でございます。こちらは、公営企業会計移行に向けてのシステム導入及び移動支援に係る北海道自治体情報システム協議会への負担金ということで計上してございます。令和4年度と令和5年度の2か年において行う業務の5年度分の負担金ということでございます。なお、当該負担金には公営企業会計適用債を活用いたすということでございます。その下、22節の下水道管理センター車庫譲渡事業償還金、前年度比253万6,000円増の254万5,000円、これにつきましては昨年度設置をいたしました下水道管理センターの車庫建設に係る償還金でございます。昨年度は利子のみの償還ということでございましたが、今年度より元金の支払いが始まるため増額となっております。

2目農業集落排水維持管理費、こちらの20ページ、18節でございます。18節の昆布地区農業集落排水事業負担金、前年度比404万5,000円減の370万7,000円、こちらにつきましては農業集落排水事業に係る維持管理及び施設更新工事費用の蘭越町への負担金の計上でございます。設備更新工事は、昨年度はニセコ町所管のマンホールポンプ所の機械電気設備等の更新を行いました。今年度は、蘭越町所管の終末処理施設等の更新に係るニセコ町負担分のみを計上しているということで減額となっております。

21ページでございます。3款1項1目12節委託料、こちらの3つ目、12節委託料の3つ目、公共下水道事業認可変更設計業務委託料660万円の新規計上、5年に1度公共下水道事業計画の見直しを行うというための認可変更の申請業務ということでございます。それから、14節の下水道管理センター機器設備更新工事、前年度比1,540万円増の6,400万円、こちらにつきましては令和2年度に策定している下水道ストックマネジメント計画、こちらに基づき令和5年度は下水道管理センター水処理棟の汚水貯留槽、その内部防食、それから電気設備流量計及び柱上開閉器、こちらを更新する工事ということでございます。なお、先ほど説明をいたしました公共下水道事業認可変更設計業務委託料と下水道管理センター機器設備更新工事の財源につきましては、国からの社会資本整備総合交付金、それから過疎対策事業債、公共下水道債、こちらを活用するというところでございます。

22ページから23ページ、4款公債費、5款予備費、こちらについては記載のとおりでございます。

24ページから31ページの給与明細書については、後ほどご覧いただきたいと存じます。

32ページでございます。先ほどご説明を申し上げました、32ページでございます、下水道管理センター車庫に関わる債務負担行為の調書ということで記載をしてございます。

それから、33ページ、地方債の調書、33ページでございます。33ページ、地方債の調書については、一番下の合計欄の右から3つ目、本年度において新たに5,570万円を借り入れ、右から2つ目、既存の元金9,127万4,000円を償還するということになってございます。

続きまして、歳入の8ページでございます。8ページ、1款分担金及び負担金、こちらについては、それから9ページの2款使用料及び手数料、ここまでは記載のとおり、8ページ、9ページは記載のとおりでございます。

10ページでございます。3款1項1目2節の社会資本整備総合交付金、こちらは歳出でご説明した公共下水道事業認可変更設計業務委託料、それから下水道管理センター機器設備更新工事、こち

らに係る交付金で、前年度費790万円増の3,160万円を見込んでございます。

それから、11ページ、4款1項1目1節の一般会計繰入金、11ページでございます。4款1項1目1節の一般会計繰入金、こちらは公共下水道事業特別会計の歳入歳出の均衡を図るため一般会計より前年度比2,432万7,000円増の1億5,010万8,000円の繰入金を計上してございます。

12ページ、5款繰越金、13ページ、6款、雑入、こちらについては記載のとおりでございます。

14ページの7款1項1目の公共下水道事業債、こちらは令和5年度事業実施のため前年度比250万円増の4,420万円を計上してございます。

令和5年度公共下水道事業特別会計予算に関する提案理由の説明は以上でございます。

以上をもちまして、議案の提案理由の説明は全て終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

◎特別委員会設置について

○議長（猪狩一郎君） 議題となっております議案第10号 令和5年度ニセコ町一般会計予算の件から議案第14号 令和5年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算の件までの5件について、議員全員による委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 令和5年度ニセコ町一般会計予算の件から議案第14号 令和5年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算の件までの5件については、議員全員による委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第6 発議第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第6、発議第1号 ニセコ町議会個人情報の保護に関する条例の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

篠原正男君。

○総務常任委員長（篠原正男君） 日程第6、発議第1号 ニセコ町議会個人情報の保護に関する条例の提案説明をいたします。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日より施行となり、個人情報保護に関する規律が個人情報保護法に統一化され、町の個人情報保護条例が廃止されることとなりました。これまでは議会につきましては町の個人情報保護条例の適用を受けておりましたが、新たに施行される個人情報保護法ではその適用を受けないため、全国一律で実施される個人情報保護法の規律をニセコ町議会においても担保するため、私篠原が提出者となり総務常任委員が賛成者となって、地方自治法第112条及びニセコ町議会会議規則第13条の規定により提出するもの

であります。

今回の条例につきましては第6章、56条で構成されており、個人情報保護法に規定されている内容を担保しております。1,000件を超える個人情報を扱うときは個人情報ファイル簿を作成し、公表することや手数料を無料にするなどニセコ町と同様の取扱いとなります。また、条例の厳格な運用を担保するため第6章には罰則規定を設けており、この罰則規定を設けるに当たり検察庁と協議しております。開示決定などに係る不作為について審査請求があった場合は、ニセコ町が設置するニセコ町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない規定としています。

最後に、この条例制定に関する町民参加の状況につきましては、令和5年2月17日から28日までこの条例を公表してございますが、特に意見はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

◎休会の議決

○議長（猪狩一郎君） お諮りします。

議事の都合により、3月9日から3月13日までの5日間休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3月9日から3月13日までの5日間休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、3月14日の議事日程は当日配付します。

本日はご苦労さまでした。

散会 午前10時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (原本自署)

署 名 議 員 斉 藤 うめ子 (原本自署)

署 名 議 員 浜 本 和 彦 (原本自署)